

**公益社団法人沖縄県看護協会
理事の報酬及び費用弁償に関する規程**

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第31条の規定に基づき、公益社団法人沖縄県看護協会（以下「本会」という。）の理事の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において理事とは、常勤及び非常勤の理事をいう。

2 常勤理事とは、総会で選任された理事のうち、本会を主たる勤務地とする者をいい、非常勤理事とは、常勤理事以外の者をいう。

(報酬及び通勤手当)

第3条 理事が本会のために勤務し、又は会議に出席したときは、報酬を支給する。

2 理事の勤務日数は、月20日以内とし、報酬として別表第1に定める日当又は手当を支給する。

3 別表第2に掲げる理事には、同表に定める管理手当を支給する。

4 理事が会議に出席したときは、報酬として別表第3に定める日当を支給する。

5 理事が職員を兼務する場合は、本会の職員就業規程に則り勤務に従事し、本会の職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）に基づいて給与を支給する。なお、理事報酬として、別表第4に定める手当を支給するほか会議に出席したときは前項の日当を支給する。

6 前4項に定める報酬のほか、常勤理事には職員給与規程の例により通勤手当を支給する。

(日割計算)

第4条 新たに理事になった者には、その日から報酬を支給する。

2 理事が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 理事が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(報酬の決定基準)

第5条 理事報酬は、総会の決議によって定められた役員報酬総額の範囲内において、別表に基づき、理事会で決定する。

(費用弁償)

第6条 理事に対して、その職務を執行するために要する費用を弁償する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人沖縄県看護協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。（別表第2の会長の管理手当関係）

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。（別表第2の専務理事及び常任理事の管理手当関係）

別表第1 (第3条第2項関係)

| 役職名 | 報酬の種類 | 報酬の額 (円) |
|------|---------|----------|
| 会 長 | 日当 (日額) | 14,000 |
| 副会長 | 手当 (月額) | 4,000 |
| 書 記 | 手当 (月額) | 3,000 |
| 職能理事 | 手当 (月額) | 3,000 |
| 専務理事 | 日当 (日額) | 13,000 |
| 常任理事 | 日当 (日額) | 12,000 |

別表第2 (第3条第3項関係)

| 役職名 | 報酬の種類 | 報酬の額 (円) |
|------|-----------|----------|
| 会長 | 管理手当 (月額) | 30,000 |
| 専務理事 | 管理手当 (月額) | 20,000 |
| 常任理事 | 管理手当 (月額) | 20,000 |

別表第3 (第3条第4項関係)

| 会議名 | 報酬の種類 | 報酬の額 (円) |
|-------|---------|----------|
| 常務理事会 | 日当 (日額) | 1,500 |
| 理事会 | 日当 (日額) | 3,000 |
| 合同会議 | 日当 (日額) | 1,000 |

別表第4 (第3条第5項関係)

| 支給対象 | 報酬の種類 | 報酬の額 (円) |
|-----------|---------|----------|
| 職員を兼務する理事 | 手当 (月額) | 10,000 |